

高島市教育大綱



平成28年2月策定
高 島 市

1 はじめに

(1) 教育大綱作成の趣旨

人口減少・少子高齢化に伴う人口構造の変化は、我が国の多くの自治体が直面する大きな課題です。この状況は本市においても例外ではなく、それに伴う影響を常に意識し、新たな視点、柔軟な発想、変化への対応力をもったまちづくりが求められます。

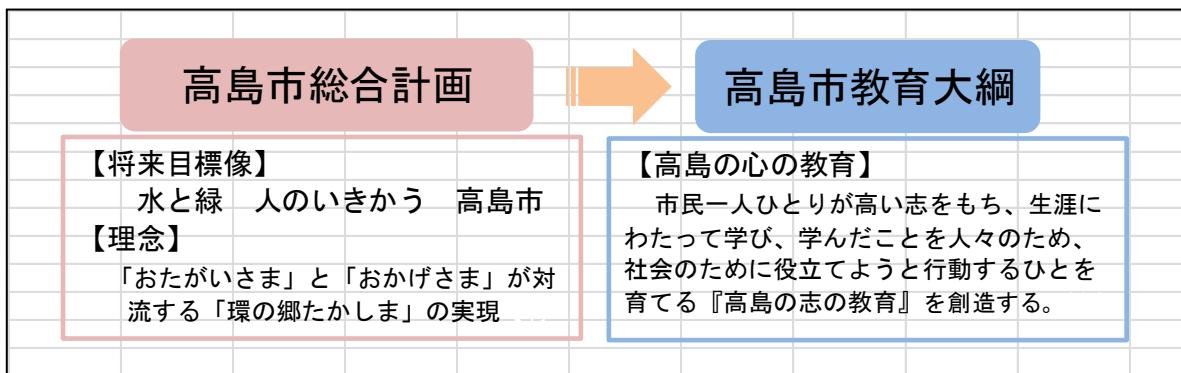
本市は平成17年1月1日に旧高島郡6町村が合併して誕生しました。合併協議により策定した「新市建設計画」に基づき、市の進むべき方向とその方策を明らかにするため、まちづくりの指針となる「高島市総合計画」を策定しました。

このたび、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正(平成27年4月1日施行)に伴い、同法第1条の3第1項の規定により、地方公共団体の長は、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針「国第2期教育振興基本計画」を参照した上で、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化振興に関する総合的な施策の大綱を定めることとされました。

この大綱は、教育行政に関する市民の意向をより一層反映させるため、同法第1条の4第1項に定める市長と教育委員会で構成する「総合教育会議」において協議、調整したうえで策定するものです。

(2) 教育大綱の位置付け

この大綱は、本市の教育行政を推進するための基本指針となるものです。高島市総合計画の基本構想の達成に向け、教育分野の基本目標、重点的に取り組むべき基本施策の方向性を示すものです。



(3) 大綱の実施期間

本大綱は、平成28年度から平成32年度までの5年間を実施期間とします。ただし、今後の社会情勢等の変化を踏まえて、毎年、総合教育会議において協議、調整を行い状況に応じて適宜見直していくものとします。

平成(年度)	19～27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38
高島市総合計画	高島市総合計画	第2期高島市総合計画										
高島市教育大綱	高島市教育大綱										第2期高島市教育大綱	

2 基本的方向性

- 子どもの確かな学力や豊かな心、健やかな体などの生きる力を育み、夢と希望を抱きながら、誇りと自信を持って生きてゆく子どもを育てていくための学習環境の整備や教育課程の充実、小中一貫教育の充実などを図る。
- 豊かな自然や文化、郷土の先覚の教えを学ぶ地域に根差した教育を積極的に推進するとともに、人と人との絆づくりや豊かなコミュニケーションの場の充実を図る。
- 幼児から高齢者までの市民の多様なニーズに応えるため、様々な学習機会の場を整備し、広く社会教育、青少年教育、文化財の継承・活用、スポーツ振興等の充実を図る。

【重点目標】

生きる力を育む乳幼児教育・学校教育の充実

「生きる力」を育むことを基本理念に、生涯にわたって学び続け、充実した人生を送るための基礎づくりとして、保幼小中一貫教育を中心に乳幼児教育・学校教育の充実を図る。

明るい地域をつくる社会教育の推進

市民が、生涯を通じて、いつでも・どこでも・自由に学び、その成果を発揮できる社会づくりを推進し、まちづくりの基礎となるひとづくりに取り組む。

地域で育む青少年教育の推進

「自立力と社会力を持った心豊かな高島の青少年」を育む体制づくりと、「困難を有する子ども・若者」を地域社会全体で支えるための条件整備を図る。

地域の特性を踏まえた文化財の保存・継承および活用

貴重な文化財や伝統文化が多く存在する高島の特性を踏まえ、歴史・文化遺産を保存・継承するとともに、教育・観光等幅広い分野への活用を図る。

スポーツに親しめる生涯スポーツ社会の推進

「だれもが・いつでも・気軽に」スポーツに親しめる生涯スポーツ社会の実現をめざして」を基本理念とした、「高島市スポーツ推進計画」を推進する。

教育環境の充実・向上

高島市学校規模適正化基本方針をもとに、子どもたちにとってよりよい環境を整備するとともに、安全で快適な学習環境の実現を図る。

3 重点目標達成のための方向性

生きる力を育む乳幼児教育・学校教育の充実

- ①高島市乳幼児保育・教育共通カリキュラムに基づき、家庭や地域と連携しながら乳幼児教育の充実を図る。
- ②乳幼児教育から学校教育への滑らかな接続を図るとともに、小中一貫教育を中心据え、系統的・継続的な指導を行う。
- ③「学力向上アクションプラン」に基づき、個に応じたきめ細かな学習指導を行い、児童生徒の学力の向上を図る。
- ④自然体験活動や文化芸術活動を積極的に学校の教育活動に位置づけ、「マイスクール事業」として特色ある教育活動を推進する。
- ⑤子どもたちのコミュニケーション能力の育成を目指し、小中学校の連続性を重視した外国語教育を推進する。
- ⑥学校におけるＩＣＴ環境をさらに充実させ、児童生徒の学力向上を図る効果的な指導に努める。
- ⑦「高島市いじめ防止基本方針」に基づき、学校、家庭、地域が連携を深め、市民総がかりで、いじめの未然防止、早期発見、早期対応に向けた取組を推進する。
- ⑧地域の特色を生かした学校給食を実施し、児童生徒の心身の健全な発達と食に関する正しい理解、望ましい食習慣を養う。

明るい地域をつくる社会教育の推進

- ①市民自らが、生活に即した文化的教養を高められる環境の醸成に向けて、社会教育を推進するとともに、市民が学び、その成果を生涯にわたり、活用できる社会を創出する。
- ②学校教育と社会教育の連携を推進することにより、子どもの学びと育ちを支えるとともに、市民の教育・学習活動を促進し、地域の活性化を図る。
- ③家庭は教育の出発点であり、子どもの「生きる力」を育む場として機能するよう、講座や研修会等を開催し、家庭の教育力の向上に努める。
- ④生涯学習の拠点である公民館や図書館等の社会教育施設では、市の関係部局や市民団体と連携しながら、住民の学ぶ機会と地域課題の解決に向けた活動を促進する。
- ⑤社会教育を推進するため、社会教育関係団体の自主的な活動を支援する。
- ⑥「差別のない 住みよいまち 高島市」を目指し、市民の人権感覚を高めるため、学校・家庭・地域の連携のもと、人権教育を推進する。
- ⑦文化芸術活動の充実を図るため、市民会館で優れた文化や芸術に触れる機会を提供するとともに、市民の参画と協働により文化活動の発表の場を拡げ、文化的振興を促進する。

地域で育む青少年教育の推進

- ①夢と希望をもって社会参加できる子どもを育成するため、子どもの発達段階に応じた、自然体験活動や文化体験活動を実施するとともに、その活動を支援・指導できるサポーターを養成し、登録、紹介、派遣等を行う。
- ②地域全体で子どもを守り育てる体制を充実させるために、地域の大人と子どもが交流する事業を開催する。
- ③青少年団体に加入する青少年の数や活動団体自体の数が減少してきている現状を踏まえて、青少年団体の活動の活性化に向けた支援を行う。
- ④青少年の問題行動・非行・犯罪や被害を未然に防止するために、街頭補導活動、環境浄化活動、啓発活動、相談活動を行う。
- ⑤スマートフォン等の通信機器によって、子どもの健全育成を阻害する環境を作らないよう、「ネットの危険から高島の子どもを守る運動」を推進する。
- ⑥困難を有する子ども・若者を中心に据え、地域のネットワーク機能を強化し、個々の状況を踏まえて、総合的な支援を行う。さらに、ライフサイクルを見通した支援の仕組みを構築する。

地域の特性を踏まえた文化財の保存・継承および活用

- ①市民の財産である文化財の適正な保存・活用により、次世代への確実な継承に努める。
- ②国の指定を受けた史跡・名勝等については、保存管理・整備・活用計画の策定を進め、適正な保護措置を図る。
- ③市内3カ所の重要文化的景観や日本遺産の構成要素については、適正な保護措置を図るとともに、観光振興部局との連携を進め、観光資源としての発信・活用に努める。
- ④市内の文化財の存在や価値等を広く情報発信をするとともに、展示会・講演会・見学会等を開催し、多くの市民に地域の誇りとしての文化財の価値を認識してもらえる取り組みを進める。
- ⑤資料の発掘・調査・整理と資料館運営の充実を図る。

スポーツに親しめる生涯スポーツ社会の推進

- ①年齢に応じた運動機会の提供を通じて健康スポーツの推進を図る。
- ②高島市体育協会の組織力の充実を図るとともに、スポーツ関係団体や機関が連携協力できる環境づくりを通じて競技スポーツの推進を図る。
- ③指導者の資質向上や養成を支援し、スポーツクラブの育成を図る。
- ④多くの市民がスポーツ大会にボランティアスタッフ等に関わることで、新たな大会や継続的なイベントの実施が可能な運営体制の構築をめざす。
- ⑤多くの人が参加できる各種スポーツイベントの開催を通じて、スポーツを通じた交流など地域の活性化を図る。
- ⑥市民が快適にスポーツを行えるよう、施設の長寿命化計画などを基に老朽化した体育施設の整備を図る。

教育環境の充実・向上

- ①少子化に伴う複式学級等の教育環境の課題について、保護者や地域住民と十分に話し合い、学校の適正配置に取り組む。
- ②経年による教育施設の老朽化に伴う大規模改修工事や空調整備等を計画的に実施し、教育環境の整備を図る。